

奈良県告示第百九十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条の六第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、奈良県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターから次のとおり住所及び二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成二十六年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 変更後の奈良県指定試験機関の住所  
東京都千代田区紀尾井町三番六号
- 二 変更後の二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地  
東京都千代田区紀尾井町三番六号
- 三 変更年月日  
平成二十六年八月十八日